

## 編集後記

第60号である。特集号を銘打って折り返すわけではないが、「60」という数字は「還暦」を想起させ、つい第2の人生を考えてしまう。特許制度の第2の人生である。ところで、国の年齢の話をするのであれば、日本の場合、一説には神武天皇が即位した、紀元前660年2月11日が誕生日で、2015年2月11日に2675歳になっていた、なんて話になってしまうのかもしれないが、そういう実際の年月の話をしたいわけではなくて、いろいろなものを人間でいえば何歳くらいとか、何年生くらい、といった表現をし、例えば犬は最初の一年で人間の12歳くらいになり、その後は7歳ずつくらい歳を取る、といった具合で、国や制度の、成長の度合いを考えてみたい。

国の成長の話に戻せば、全くの個人的なイメージで恐縮だが、北欧の国々はおじいちゃん、おばあちゃん、ドイツやフランスは中年。アメリカは血気盛んな若者で、中国は中学生。他に、いくつか浮かぶ国々のなかで、日本はどうかといえば、私個人には、「還暦」を意識し始めた働き盛り後半のイメージである。そう感じるのは、自分自身の年齢も関係し、特許制度に関わっているからそういうイメージが浮かぶのかもしれない。だとすれば、特許制度も「還暦」を意識するタイミングであろうか。そんな観点で特許制度が過ごした時間をざっと振り返る。

まず、日本人の創作意欲を高めるために身近な小発明を保護する実用新案制度の頃（1905年）というのは、ようやく立ちあがってよちよちと歩き始めた日本の特許制度。昭和34年法の頃に生徒から学生となり成長期を迎え、出願公開制度や審査請求制度の導入等を経て、1978年のPCT加盟で世界（社会）の仲間入りをした。そして世界と関わりつつ、国内（社内）では、改善多項制、電子出願、サービスマーク、実用無審査、英語出願、付与後異議、部分意匠、損害賠償見直し、TLO法などなど多くのポストを経験して、特許制度は、2002年の知的財産基本法の公布あたりから管理職へと昇進。その後も、地域団体商標や料金見直しなど、社内の課題に対応し続け、社内的には認められてきた。

ここで、人の成長に例えようとしているのだから、人はどのように成長するのかを少し考えてみ

ると、有名な、マズローの欲求5段階がしっくりと来る。マズローは言わずと知れた、アメリカの心理学者アブラハム・マズロー氏である。欲求5段階説とは、人間の欲求は低い階層から高い階層に向かっていくというもので、低階層の欲求が満たされると、上の欲求を欲する、という例の有名な説である。一番低い階層から順に、①食べたい、寝たい、の「生理的欲求」→②安全、安心に暮らしたい、の「安全欲求」→③集団に属したい、仲間が欲しい、の「社会的欲求」→④他人から認められたい、尊敬されたい、の「承認欲求」と進むわけだが、普通の人であれば、社会人となって、社内でいろいろな課題に取り組み、一定の成果を挙げて、りっぱだと認められ、多少の尊敬も受けることができているならば、そのあたりがゴールとなり、なかなか、その上の階層であるところの⑤自己実現欲求にまで達することは珍しいように思える。「自己実現欲求」とは、自身が持っている能力を最大限に発揮して創造的な活動をしたい、という欲求である。

そもそも、特許の審査は、特許出願された発明に特許を与えるかどうかを判断するだけの作業ではなく、どういう形の権利にすれば、その発明に特許を与えることができ、世の中の役に立つかを考えて、権利をプロデュースする仕事であって、そういう意味では創造的な活動である。もちろん、こういう権利を欲しいと求めるのは出願をされた方であるが、世の中には、守らなければならない秩序というものがある。その秩序の範囲内で、広くて強い特許権の設定を吟味する醍醐味がある。特許審査は、実に創造的な仕事であると私は持っている。そして、その一件、一件の審査の集合体が特許制度を動かし、産業なり、経済なりの発展につながっている。ミクロ的な視点で観れば、そもそも、自己実現欲求を満たした制度のように思える。しかし、それでは上記④の承認欲求の延長に過ぎない。つまり人でいうところの日々いくつかの課題に取り組み、一定の成果で褒められている状態であろう。

④の欲求を満たすための取組のトリガーは外部から迫り来るものであって、ある意味受け身である。これに対して、⑤の欲求を満たすための取組のトリガーは内部から溢れ出てくるもので、マクロ的な視点で観れば、そもそも世界が違う。では、特許制度の自己実現欲求とは一体何であろうか？特許制度が持っている能力は何であろうか？それ

は産業の発達をコントロールする力であろう。そして、その力が発揮されるとしたら、それは人類共通の、環境・エネルギーといった、地球規模の取組への挑戦でないかと思う。これは非常に困難な、人類の決断のような話で軽々しく語ることはできないが、冒頭に述べた長老のような国、日本は、経済大国としてではなく、世界最高レベルの奥ゆかしいメンタリティーで、特許制度の④承認欲求を超越した、その先の制度のあり方を発信することができる唯一の国であるのかもしれない。その第2の人生を考えるのは、まだまだ遠い未来のこと。いや、それは到底できない自己実現欲求であるかもしれない。しかし、日本という国がどういう方向に長生きしていくのかということと、特許制度の進む道とは、深い関係があるようだ。いずれにしても、特許研究は、まだまだ成長期にある。(N.O)



今回の巻頭言は、ユアサハラ法律特許事務所の飯村敏明弁護士にお願いした。米国のアミカスキュリエ制度に言及しつつ、アップル対三星の事件やプロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する最高裁判決を例に挙げ、訴訟当事者以外の第三者からの意見聴取の必要性について論及して下さっている。

論文欄では、まず國學院大学の中山一郎先生に、特許制度の正当化根拠をめぐる議論と実証研究の意義について検討していただいた。米国の議論の状況について細論して下さった上で、我が国への示唆を導いて下さっている。

次に、ここ数年、大きな注目を集めてきた職務発明制度の改正について、一橋大学の井上由里子

先生にご解説いただいた。これまでの経緯、特許制度小委員会における議論を整理して下さった上で、特に重要な改正点となる「相当利益請求権」の趣旨や内容、改正法の解釈論・運用上の課題について詳説して下さっている。

企業の視点からは、日立ハイテクノロジーズ知財財産部の石塚利博氏に、企業における知財戦略をテーマにご執筆いただいた。多様な知財戦略とともに、日立及び日立ハイテクの具体的な知財活動についてご紹介して下さっている。

判例評釈欄では、巻頭言でも紹介のあったプロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する最高裁判決について、一橋大学の岡田吉美先生に解説していただいた。プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する学説、裁判例、欧米の状況などをご紹介して下さった上で、今後の課題として6つの論点について考察して下さっている。

情報欄では、平成27年4月に弊館に設置された知財活用支援センターについて、センター長補佐の小池秀介氏に、多様な事業内容や連携体制について紹介していただいた。

本誌は本号で通巻第60号を迎える。本号掲載の多様なご論考が、産業財産権制度に関する理解促進と研究の活性化の一助となれば幸いである。

本誌のご感想、掲載記事やバックナンバー等に関するお問い合わせは、独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室 (FAX: 03-3595-2792, E-mail: PA9305@inpit.jpo.go.jp) まで。

本誌(第39号以降)の内容は、工業所有権情報・研修館のWebサイト (<http://www.inpit.go.jp/jinzai/study/index.html>) でも閲覧可能である。(M.T)

特許研究 PATENT STUDIES No. 60 (September 2015) ©

平成27年9月30日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

電話: 03-3581-5092 FAX: 03-3595-2792



HP (<http://www.inpit.go.jp/index.html>)

印刷所

株式会社 アイフィス

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。